

令和7年6月

議案

珠洲市

議案目次

議案第43号	令和7年度珠洲市一般会計補正予算（第1号）		
議案第44号	令和7年度珠洲市水道事業会計補正予算（第1号）		
議案第45号	令和7年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第1号）		
議案第46号	珠洲市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	-----	1
議案第47号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	-----	2
議案第48号	令和6年奥能登豪雨 市道726号線 緊急復旧工事の請負契約について	-----	4
議案第49号	議決事項の一部変更について（令和6年奥能登豪雨 堆積土砂排除工事（その2）の請負契約）	-----	5
議案第50号	清水辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	-----	6

議案第 4 6 号

珠洲市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

珠洲市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

珠洲市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例（平成 2 9 年珠洲市条
例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表高屋住宅の項及び飯田住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 令和 6 年能登半島地震で全壊となり、所有者との原貸借契約を終
了した物件を抹消するため、所要となる規定を改正するもの。

議案第 4 7 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年珠洲市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 選挙長	日額 1 0, 8 0 0 円
選挙立会人	日額 8, 9 0 0 円
開票管理者	日額 1 0, 8 0 0 円
開票立会人	日額 8, 9 0 0 円
投票所の投票管理者	日額 1 2, 8 0 0 円
投票所の投票立会人	日額 1 0, 9 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	日額 1 1, 3 0 0 円
期日前投票所の投票立会人	日額 9, 6 0 0 円

」を

「 選挙長	日額 1 2, 2 0 0 円
選挙立会人	日額 1 0, 1 0 0 円
開票管理者	日額 1 2, 2 0 0 円
開票立会人	日額 1 0, 1 0 0 円
投票所の投票管理者	日額 1 4, 5 0 0 円
投票所の投票立会人	日額 1 2, 4 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	日額 1 2, 8 0 0 円
期日前投票所の投票立会人	日額 1 0, 9 0 0 円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じて、選挙長等の報酬の額を引き上げるもの。

議案第 48 号

令和 6 年奥能登豪雨 市道 726 号線 緊急復旧工事の請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年珠洲市条例第 2 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 6 年奥能登豪雨 市道 726 号線 緊急復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 230,450,000 円
〔内 取引に係る消費税
及び地方消費税の額 20,950,000 円〕 |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市中区錦二丁目 19 番 1 号
株式会社鴻池組 名古屋支店
執行役員支店長 中山 貴 |

令和 7 年 6 月 10 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

議案第49号

議決事項の一部変更について（令和6年奥能登豪雨 堆積土砂排除工事（その2）の請負契約）

令和7年第2回珠洲市議会3月定例会において議決された令和6年奥能登豪雨 堆積土砂排除工事（その2）を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年珠洲市条例第2号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月10日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

記

3 契約の金額中「494,384,000円」を「420,163,700円」に、「44,944,000円」を「38,196,700円」に変更する。

提案理由 土砂の受入れ先が変更となり、敷き均し作業が不要となることから、減額の変更契約を締結するため議会の議決を求めるもの。

議案第50号

清水辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

本市の清水辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和7年6月10日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 本市の辺地対策をより一層有効かつ適切に推進するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づく総合整備計画を策定するもの。

総合整備計画

石川県珠洲市	清水辺地
辺地の人口	90人
面積	4.8km ²

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 清水町、片岩町 |
| (2) 地域の中心の位置 | 清水町3字97番地 |
| (3) 辺地度点数 | 127点 |

2 公共的施設の整備

当辺地は、外浦の海沿いに位置しており、伝統的な揚げ浜式による製塩法が今もなお受け継がれている。

同地域にある「道の駅すず塩田村」は、塩の販売のほか、実際の塩づくりが体験できるなど、多くの観光客が訪れる重要な施設であるが、建物及び設備の老朽化が著しいことから、計画的な修繕、更新等により適切な維持管理に努めるとともに、当該施設を拠点に、さらなる地域活性化に努めるもの。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 予定額	備考
			特定財源	一般財源		
観光施設 維持管理	珠洲市	9,680	0	9,680	9,600	
合計		9,680	0	9,680	9,600	